

## 中小企業信用保険法第2条第4項第5号（イ）の規定による認定申請のご案内

### 1 「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果

国においては、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく業種の指定を行っています。

これらの指定業種を営む中小企業者で、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%以上減少している場合、「特定中小企業者」の認定を受けることができ、当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（セーフティネット保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

### 2 認定の要件

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に本店を有していること（個人事業主の場合、市内に事業本拠を有していること）
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 経済産業大臣の指定する業種に属する事業を営んでいること
- ⑤ 最近3か月間の平均売上高（建設工事業にあっては、完成工事高又は受注残高）が、前年同期比で5%以上減少していること（複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業の売上高等と企業全体の売上高等がそれぞれ5%以上減少していること）

### 3 必要書類

- ① 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書（イ） 2通
- ② 最近3か月間及び前年同期の売上高を証明できる資料（合計残高試算表、総勘定元帳等）
- ③ 前期決算書（個人事業主の場合、前年度確定申告書の写し）
- ④ 登記事項証明書の写し（個人事業主の場合、住民票の写し）
- ⑤ 許認可業種にあっては当該許認可証の写し

### 4 その他

- ① 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。
- ③ 申請にあたって必要事項の聞き取りをさせていただく必要がありますので、郵送による申請は受け付けておりません。直接窓口までお越しください。

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書（イ）

平成 年 月 日

大津市長 様

住所  
申請者  
氏名

私は、業を営んでいるが、下記のとおり、売上高の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

売上高等		(全体)	(主たる事業)
	$\frac{B-A}{B} \times 100$	減少率	%                      %

A：申込時点における最近3ヶ月間の月平均売上額等

(全体) \_\_\_\_\_ 円

(主たる事業) \_\_\_\_\_ 円

B：Aの期間に対応する前年の3ヶ月間の月平均売上額等

(全体) \_\_\_\_\_ 円

(主たる事業) \_\_\_\_\_ 円

大産産第 号  
平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。